

(平成25年4月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係                        | 5 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から同年8月1日まで

私はC社から関連会社のA社に異動したが、継続して勤務していた。しかし、年金の記録では、1か月間被保険者記録が抜けている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令簿及び雇用保険の記録により、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和51年7月21日にC社D工場からA社に転籍を伴う異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年8月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA共済組合に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同組合における資格喪失日を平成15年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで  
B法人に平成 15 年 2 月末日まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、資格喪失日が平成 15 年 2 月 28 日になっているため 1 か月の空白がある。

2 月末日まで勤務し、給与から保険料を控除されたことは確かなので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された平成15年2月のタイムカード、同年の賃金台帳及び同年の所得税源泉徴収簿により、申立人は、同法人に同年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年の賃金台帳及び同年の所得税源泉徴収簿の保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA共済組合に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同組合における資格喪失日を平成15年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで  
B法人に平成 15 年 2 月末日まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、資格喪失日が平成 15 年 2 月 28 日になっているため 1 か月の空白がある。

2 月末日まで勤務し、給与から保険料を控除されたことは確かなので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された平成15年2月のタイムカード、同年の賃金台帳及び同年の所得税源泉徴収簿により、申立人は、同法人に同年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年の賃金台帳及び同年の所得税源泉徴収簿の保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料につい

て納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 7717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から同年8月1日まで

私は昭和51年7月21日にC社から関連会社のA社に転籍しているが、厚生年金保険の記録では、資格取得日が同年8月1日となっており、被保険者記録が1か月間抜けている。C社からA社に転籍した時も、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令簿及び雇用保険の記録により、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和51年7月21日にC社D工場からA社に転籍を伴う異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年8月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和48年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月は4万5,000円、同年11月から49年1月までは4万2,000円、同年2月及び同年3月は5万6,000円、同年4月から同年7月までは6万4,000円、同年9月から51年7月までは7万2,000円、同年11月から52年1月までは8万円、同年2月から53年1月までは9万8,000円、同年2月から同年5月までは10万4,000円、同年6月から同年12月までは11万8,000円、54年1月から同年3月までは12万6,000円、同年4月から55年9月までは13万4,000円、同年10月から同年12月までは11万8,000円、56年1月から同年7月までは16万円、同年8月から57年12月までは17万円、58年1月から同年12月までは18万円、59年4月から同年9月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 59 年 11 月まで

年金記録では、給料支払明細書に記載してある支給額より低い標準報酬月額となっているので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料



支払明細書において確認又は前後の給料支払明細書から推認できる給与支給額及び保険料控除額から、申立期間のうち、昭和48年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月は4万5,000円、同年11月から49年1月までは4万2,000円、同年2月及び同年3月は5万6,000円、同年4月から同年7月までは6万4,000円、同年9月から51年7月までは7万2,000円、同年11月から52年1月までは8万円、同年2月から53年1月までは9万8,000円、同年2月から同年5月までは10万4,000円、同年6月から同年12月までは11万8,000円、54年1月から同年3月までは12万6,000円、同年4月から55年9月までは13万4,000円、同年10月から同年12月までは11万8,000円、56年1月から同年7月までは16万円、同年8月から57年12月までは17万円、58年1月から同年12月までは18万円、59年4月から同年9月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の給料支払明細書において確認及び推認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認及び推認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、i) 申立期間のうち、昭和47年12月、49年8月、51年8月から同年10月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、同年10月及び同年11月については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる給与支給額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できること、ii) 申立期間のうち、48年1月及び同年2月については、申立人が給料支払明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していないところ、申立人から提出された前後の期間に係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額の推移から判断して、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録の標準報酬月額を超えないものと考えられることから、特例法による記録の訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和47年10月及び同年11月については、申立人が給料支払明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を所持しておらず、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、当該期間における申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できないほか、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。